

昭和二十五年法律第二百五十号

奈良国際文化観光都市建設法

(目的)

第一条 この法律は、奈良市が世界において、明
びな風光と歴史的、文化的、美術的に重要な地
位を有することにかんがみて、国際文化の向上
を図り世界恒久平和の理想の達成に資すると
もに、文化観光資源の維持開発及び文化観光施
設の整備によつてわが国の経済復興に寄与す
るため、同市を国際文化観光都市として建設す
ることを目的とする。

(計画及び事業)

第二条 奈良国際文化観光都市を建設する都市計
画（以下「奈良国際文化観光都市建設計画」と
いう。）は、都市計画法（昭和四十三年法律第
百号）第四条第一項に定める都市計画の外、国
際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設
の計画を含むものとする。

2 奈良国際文化観光都市を建設する事業（以下
「奈良国際文化観光都市建設事業」という。）
は、奈良国際文化観光都市建設計画を実施す
るものとする。

(文化観光保存地区)

第三条 奈良国際文化観光都市の区域内におい
て、文化観光資源又は文化観光施設の維持保存
のために、文化観光保存地区を指定すること
ができる。

2 奈良国際文化観光都市建設計画においては、
都市計画法に規定する地域地区には、同法第八
条第一項各号に掲げる地域地区のほか、前項の
地区を含むものとする。

3 奈良市は、条例の定めるところにより文化観
光保存地区の区域内における工作物の新築、改
築、増築若しくは除却、土地の形質の変更、竹
木土石の類の採取その他文化観光資源又は文化
観光施設の維持保存に著しい影響を及ぼす虞
のある行為を禁止し、又は制限することができ
る。この場合において、その禁止又は制限によ
つて損害を受けた者に対しては、奈良市は、通
常生ずべき損害を補償しなければならない。

(事業の執行)

第四条 奈良国際文化観光都市建設事業は、奈良
市が執行する。

2 奈良市の市長は、地方自治の精神に則り、そ
の住民の協力及び関係諸機関の援助により、奈
良国際文化観光都市を完成することについて、
不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第五条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、奈
良国際文化観光都市建設事業が第一条の目的に
てらし重要な意義をもつことを考え、その事業
の促進と完成とにできる限りの援助を与えな
ければならない。

(特別の助成)

第六条 国は、奈良国際文化観光都市建設事業の
用に供するため必要があると認める場合におい
ては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三
号）第二十八条の規定にかかわらず、その事業
の執行に要する費用を負担する公共団体に対
し、普通財産を譲与することができる。

(報告)

第七条 奈良国際文化観光都市建設事業の執行者
は、その事業が速やかに完成するように努め、
少なくとも六箇月ごとに、国土交通大臣にその
進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、奈良
国際文化観光都市建設事業の状況を報告しな
ければならない。

(法律の適用)

第八条 奈良国際文化観光都市建設計画及び奈良
国際文化観光都市建設事業については、この法
律に特別の定めがある場合を除く外、都市計
画法を適用する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に執行中の奈良都市計
画事業は、これを奈良国際文化観光都市建設事
業とみなす。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第一

〇一号)

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行
の日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月二二日法律第

一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ
し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四号第二項、第千三百二十六号第二項及び
第千三百四十四号の規定 公布の日